

※この法令は廃止されています。

昭和三十二年法務省令第九号

保護具の製式

婦人補導院法（昭和三十二年法律第十七号）第十五条第三項の規定にもとづき、保護具の製式を次のように定める。

バンド及び遊び革は、表面薄水色の牛革製とし、腕に接する部分は、薄水色のフェルト張りとする。

尾錠及び遊び金は、薄水色に着色した鉄製とする。

形状及び寸法は、別図のとおり。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二二日法務省令第一〇号）

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（別図）

